

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	白井市

白井市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 白井市市民環境経済部産業振興課
所 在 地 千葉県白井市復 1 1 2 3
電 話 番 号 0 4 7 - 4 9 2 - 1 1 1 1
F A X 番 号 0 4 7 - 4 9 1 - 3 5 5 4
メールアドレス nousei@city.shiroi.chiba.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、カラス、その他鳥類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	白井市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	—	—
ハクビシン	果樹・野菜	1 1 9 0 千円 1 2 a
タヌキ	果樹・野菜	1 7 5 千円 3 a
アライグマ	果樹・野菜	7 6 千円 2 a
アナグマ	—	—
カラス	果樹・野菜・水稻	9 7 6 千円 1 0 a
その他鳥類	水稻	5 9 千円 5 a

(2) 被害の傾向

イノシシ

被害はみられなかったが、隣接する印西市では被害が頻発していることから、今後被害の発生が予想される。

ハクビシン・タヌキ・アライグマ

年間を通して市全域に被害が及び、特に春から秋にかけて主に樹園地に被害が集中しており、住宅地での目撃情報もあるため、今後、被害面積・被害金額は増加する恐れがある。

アナグマ

被害はみられなかったが、今後被害の発生が予想される。

カラス等鳥類

農作物被害は、春から夏にかけて果樹園に多くみられる。他農作物の被害もあり、被害区域は市内全域に及ぶ。

その他鳥類

水稻の定植期である5月から収穫期である9月頃にかけて被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	—	—
ハクビシン	1190 千円 12a	595 千円 6a
タヌキ	175 千円 3a	87.5 千円 1.5a
アライグマ	76 千円 2a	38 千円 1a
アナグマ	—	—
カラス	976 千円 10a	488 千円 5a
その他鳥類	59 千円 5a	29.5 千円 2.5a
合計被害額	2476 千円 32a	1238 千円 16a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	わな・銃による捕獲を印西猟友会白井支部の協力により実施してきた。また、小型箱わなを市で購入し、貸し出しの要望があった農業者へ随時貸し出しを行った。 （令和5年度時点、25基を整備）	捕獲従事者の高齢化及び担い手不足。
防護柵の設置等に関する取組	コブハクチョウ用の防護柵について、市で資材を購入し、設置を行い対策実施した。	依然被害範囲が拡大しており、被害抑制効果の検証ができていない。

(5) 今後の取組方針

捕獲による有害獣の個体数の削減を効果的に行う。 また、林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

印西猟友会との委託契約により捕獲を行う。 コブハクチョウは農政係職員複数名で捕獲隊を結成する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～令和8年度	イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ カラス その他鳥類	地元猟友会と連携し、被害状況を把握したうえで、効果的な捕獲を行う。 市所有の捕獲用わなを農家に貸し出し、被害を抑える。 鳥の捕獲の実施は春から夏とし、農政係職員並びに鳥獣保護管理員が随行する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、鳥獣の出没状況、被害状況等を踏まえ計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
カラス	200羽	200羽	200羽
その他鳥類	60羽	60羽	60羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ：	見回り、銃器・わなによる捕獲を実施
ハクビシン：	箱わなによる捕獲を実施（通年）
タヌキ：	箱わなによる捕獲を実施（通年）
アライグマ：	箱わなによる捕獲を実施（通年）
アナグマ：	箱わなによる捕獲を実施（通年）
カラス：	銃器による捕獲を実施（捕獲期間）
その他鳥類：	銃器による捕獲を実施（捕獲期間）
	追い払い等の実施
	コブハクチョウは卵への流動パラフィン塗布や擬卵交換等により繁殖抑制を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定までは至っていない。	今後、被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	被害状況により検討する。	被害状況により検討する。	被害状況により検討する。
コブハクチョウ	防護柵の設置。	防護柵の設置。	防護柵の設置。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ・ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグマ・カラス・その他鳥類	林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。 コブハクチョウは追い払いを実施する。

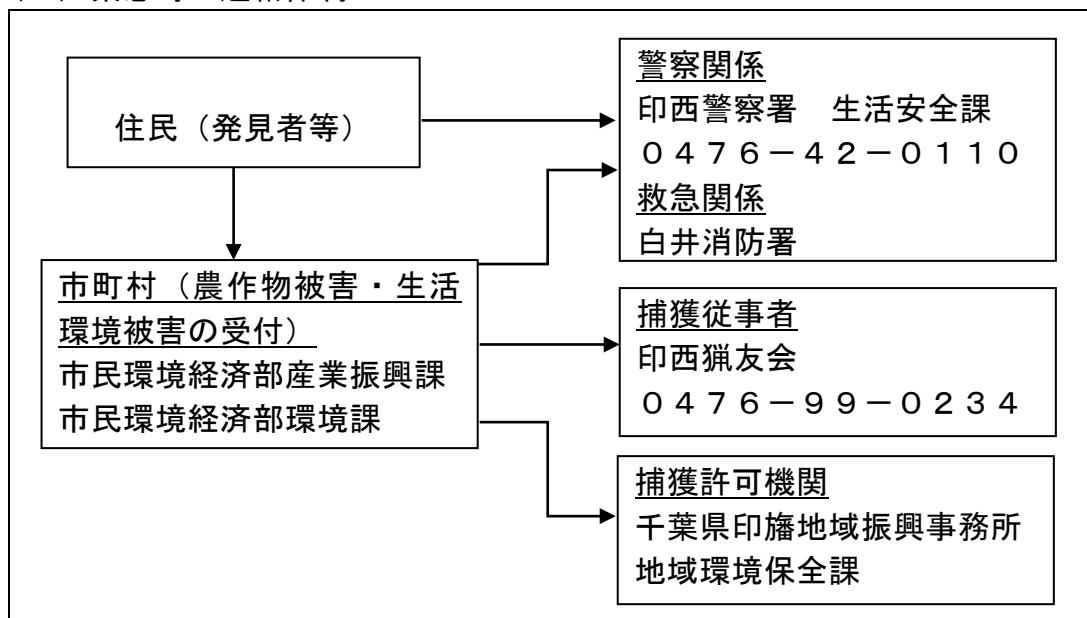
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白井市環境課	有害鳥獣による生活被害への対応
印西猟友会	有害鳥獣捕獲の実施

印西警察署・白井消防署	住民の安全確保
千葉県印旛地域振興事務所	市町村による捕獲許可申請の承認

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には捕獲現場で埋却処理、または止めさし後、クリーンセンターへ持ち込み焼却処分を行うこととする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在市内では食品としての利用に適する鳥獣種の捕獲実績が少数であるため、利用推進は困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	—
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県印旛農業事務所	情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物への被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町や、千葉県との情報交換。
農業者の被害防止に対する意識の向上。